

(別添 2)

ヘキサクロロベンゼンを含有する貨物の輸出承認について

このたび、テトラクロロ無水フタル酸に非意図的に含有するヘキサクロロベンゼンに起因して、顔料、染料、及びそれを使用した樹脂等にヘキサクロロベンゼンが含有している場合があることが判明いたしました。輸出貿易管理令におきましては、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づき、「ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル(クロルデン類)、ビス(トリブチルスズ) = オキシド、N, N' - ジトリル - パラ - フェニレンジアミン、N - トリル - N' - キシリル - パラ - フェニレンジアミン又はN, N' - ジキシリル - パラ - フェニレンジアミン、2, 4, 6 - トリ - ターシャリ - ブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス並びにこれらを含む混合物又は製剤」を、当該物質の含有量にかかわらず輸出承認の対象としており、ヘキサクロロベンゼンを含有する樹脂等につきましても輸出承認の対象となります。

なお、ストックホルム条約におきましては附属書Aの注釈(i)において「製品中及び物品中の意図的でない微量の汚染物質として生じている量の化学物質は、条約に特段の定めがある場合を除くほか、この付属書に掲げられているものとして取り扱わない。」とされているところ、輸出承認の申請にはヘキサクロロベンゼンの混入が微量である旨の説明として、混入している濃度に関する資料の提出をお願いしております。